最低賃金が上がると人件費はどれくらい増える？

賃上げのことがイチからわかる！ 賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト

「賃上げポータル」で必要な金額と使える支援策を確認しよう



岐阜商工会議所 支援グループ
中小企業診断士
磯野 拓実

10月1日に岐阜県の最低賃金が1,065円から**56円引上げ**られ、時給1,121円になりました。

「うちのお店では、年間いくら負担が増えるんだろう」。時給の引上げ額は分かっても、お店全体の負担となると、すぐには思い浮かばない方もいらっしゃるのではないでしょうか。

国も、賃上げと設備投資を組み合わせて支援する助成金や、賃上げに取り組む事業者を優遇する補助金などを用意しています。こうした制度を検討する際にも、まずは自社の人件費がどれくらい増えるのかを知っておきたいところです。

そんなときに使っていただきたいのが、中小企業庁の「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」、通称「**賃上げポータル**」です。

賃上げポータル

賃上げポータルは、次の**3つのステップ**で構成されています。

STEP 1 なぜ、賃上げが必要なのか？ **STEP 2** 賃上げに必要な金額は？ **STEP 3** お困りごとから解決策を探そう！



今回は飲食店の例を使って、実際にどのように活用できるか見ていきましょう。

人件費の負担がいくら増えるか計算してみよう

私がオススメしたいのは、**STEP2の「人件費増加額シミュレーション」**です。入力するのは、時給の引上げ額、週の勤務日数、1日の勤務時間、従業員数のたった4項目（①）だけです。

記入例のとおり、入力するのは今の時給ではなく、**「引上げる金額」**です。例えば、1,065円から1,121円に引上げる場合は「56円」と入力します。すでに行った賃上げも、これから予定している賃上げも試算できます。

例えば、パート・アルバイト7名が働くレストランで、改定前の時給と勤務条件が表1のとおりだったとしましょう。

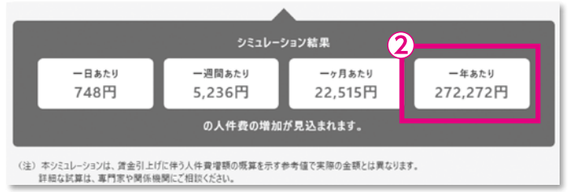
今回の最低賃金の引上げに伴い、Aの従業員の時給を56円、Bの従業員の時給を21円引上げます。さて、年間の負担はどれくらい増えるでしょうか。

この条件をシミュレーターに入力し、**「計算する」**ボタンを押してみます。同じ勤務条件の人は、人数をまとめて入力できます。



	改定前の時給	週の勤務日数 1日の勤務時間	時給の 引上げ額	改定後の時給
A 4名	1,065円	週4日・1日5時間	**56円**	1,121円
B 2名	1,100円	週3日・1日6時間	**21円**	1,121円
C 1名	1,200円	週5日・1日6時間	**0円**	1,200円

■表1



結果は、年間272,272円。約27万円の負担増（②）となりました。時給の引上げ額は数十円でも、人数と勤務時間を掛け合わせると、お店全体ではまとまった金額になります。

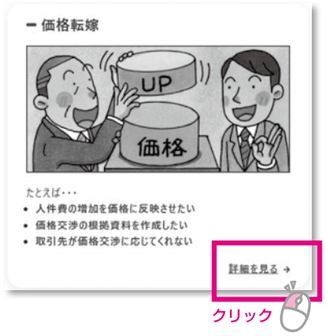
これから賃上げを検討する場合も、引上げ額などの条件を変えることで、**年間の負担がどう変わるか確認**できます。

年間約27万円の負担をどうまかなうか

この年間約27万円の負担を、日々の営業でどう補っていけばいいでしょうか。例えば週休1日の年間約300日が営業日の店舗であれば、1営業日あたり約900円の負担増であることから、例えば1日に30人の来客がある場合は、一人当たり約30円価格を転嫁することでこれを補うことができるようになります。

これはあくまで、価格転嫁によってまかなう場合の一例です。店舗によってアプローチは違うとは思います。追加注文につながるようメニューの見せ方を工夫したり、食材の廃棄や作業の無駄を減らしたりすることも考えられます。

こうした取組を考えるときに活用できるのが、**STEP3の「お困りごとから解決策を探そう！」**です。例えば図のように「価格転嫁」を選ぶと、価格の検討に使えるツールや、取引先との交渉を支える制度が紹介されており、その実行をサポートしてくれる知識を得ることができます。



賃上げを続けるために

冒頭では、賃金引上げが助成金活用のきっかけになったり、補助金の加点項目になったりしている点に触れました。確かに、これらの施策は新しい挑戦の助けになる一方で、**一度引上げた人件費については、将来的に引下げることは容易ではありません。**補助事業で導入した設備や新たに開発した商品が、どれだけの売上や利益を生み出すのか。最低賃金への対応とあわせて、**増加する人件費をどのようにまかなっていくのかまで考えていくことが重要**です。

「いろいろな制度があるけれど、自分のお店にはどれが合うんだろう」。そんなときは、当所の中小企業相談所へご相談ください。



耳寄り情報 持続化補助金の「賃金引上げ特例」が変わります！

現在公募されている小規模事業者持続化補助金〈一般型・通常枠〉第20回では、「**賃金引上げ特例**」の要件が大きく変更されています。

第19回までは、補助事業終了時点の「事業場内最低賃金」を申請時より50円以上引上げることが要件でした。

第20回では、補助事業実施期限日（2028年3月31日）を終点とする連続12か月と、その前年同月の12か月を比較し、「従業員1人あたり給与支給」を3.0%以上増加させることが要件となります。

つまり、「最低賃金となる従業員の時給を50円以上引上げる」という従来の考え方から、**従業員全体の給与支給状況を一定期間で確認する仕組み**に変わります。

賃金引上げ特例を満たす場合、一般型・通常枠の通常の補助上限50万円に150万円が上乗せされます。賃上げを予定している事業者にとっては活用を検討できる制度ですが、先述のとおり**これまでよりも長期的な賃金計画が必要**になったといえます。

皆様からのご意見・ご質問を募集します。

いつも岐阜商工会議所の月報をお読みいただき、ありがとうございます。

この連載で取り上げてほしいテーマや、使ってみて役立った支援策、記事へのご感想などをお聞かせください。右の二次元コードから、お気軽にお寄せください。今後の記事づくりの参考にさせていただきます。